

要 望 書

平成 28 年度県予算並びに施策に関する要望

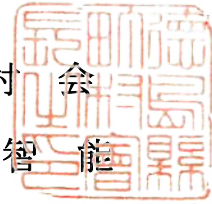
徳 島 県 町 村 会

平成 27 年 12 月 4 日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門 殿

徳 島 県 町 村 会
会 長 石 川 智 能



徳島県町村会採択事項の実現方要望について

平素は、地方自治の振興発展のため格別の御指導、御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本日徳島市において徳島県町村会 12 月定例会を開催し、「平成 28 年度県予算並びに施策に関する要望」について、満場一致をもって次のとおり採択いたしました。

つきましては、これが実現について格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年度 県予算並びに施策に関する要望

1. 都市居住者の田園回帰・農村回帰志向の醸成について 1
2. 南海トラフ地震対策等防災・減災に資する社会資本整備について 2
3. 農林水産業・地域の活力創造について 4
4. 医療・福祉施策の充実強化について 6
5. 介護予防給付の地域支援事業への移行について 8
6. 地籍調査事業について 9

1. 都市居住者の田園回帰・農村回帰志向の醸成について

(要旨)

平成26年5月に有識者からなる「日本創生会議」は人口減少に伴い、全国の半分の自治体が将来消滅する可能性があるという試算を公表しました。

過疎高齢化の進む地方においては、農村、集落の維持が困難になりつつあり、喫緊に対策が必要であります。

国においては、人口減少に歯止めをかけ都市一極集中を是正し、将来にわたって活力のある日本社会を維持していくことを目的とする「まち・ひと・しごと創生法案」が平成26年11月28日に施行されましたが、県においては、「徳島県地方創生本部」を立ち上げ、県内町村においても「まち・ひと・しごと対策会議（仮称）」等を設置し、推進をしているところであります。

このように今、地方創生に向けた取組みが加速していますが、県内町村の多くは一次産業が基幹産業であり、一次産業の再生がすなわち地方創生だと思われま

す。よって、県においては都市居住者の地方への移住定住を円滑化し、いなか暮らしを始める田園回帰・農村回帰志向が醸成されるとともに、一次産業が再生する施策を総合戦略に盛り込み、国に対し下記事項について要望すると共に、県においてもより一層の尽力をお願いします。

記

- 1 厳しい財政状況にある中で、町村が地方創生に取り組みつつ安定的に財政運営ができるよう、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保すること。
- 2 地方の創意工夫を最大限生かせるよう、地方に裁量のある自由度の高い交付金など、大胆な規模かつ継続的な財政的支援の仕組みを設けること。
- 3 「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」で示された「2060年に1億人程度の人口を維持する」という中長期展望の実現に向け、国と地方が総力を挙げて結婚・出産・子育てといったライフステージに応じた取組みを強力に展開できるよう、少子化対策の抜本的な強化を早急に図ること。
- 4 里山等限られた場所しかない町村が将来存続するためには、里山等を最大限活用することが求められている。山野や遊休地の有効活用のために、不動産の所有権放棄・移転が容易にできるよう、また、管理意志のない者の不動産に対しては、公有化できるよう法整備を検討すること。
- 5 継続性と競争力のある農林水産業を育て一次産業を再生するためには、一次産業の法人化、企業化が必要である。そのためにも、農地の企業所有、漁業権の公有化など、法人が一次産業に取り組めるよう法整備を検討すること。
- 6 サテライト・オフィス誘致対策事業を強化すること。
- 7 地方創生の推進に向け、空き家利活用の取組みを強化すること。

2. 南海トラフ地震対策等防災・減災に資する社会資本整備について

(要旨)

全国に比べ、道路や港湾などの社会資本整備が大幅に遅れている徳島県においては、地方が自立し、地域住民の安全・安心な暮らしを確保するためには、必要不可欠である社会資本整備を着実に進める必要があります。

今後においては、南海トラフを震源とする巨大海溝型地震や中央構造線活断層帯による大規模直下型地震などによって、甚大な被害が予想されています。

特に南海トラフ地震が発生した場合、内閣府の発表では、これまでをはるかに超える「津波高」や「地震動」などが予測されており、従前以上に住民の不安は高まっており、防災性の向上・被害軽減の観点からも、防災・減災対策をはじめとする必要な社会資本整備を進めていく必要があります。

また、本県の河川における堤防整備率はかなり遅れている状況にあり、温暖化による大型台風、集中豪雨による堤防の決壊の可能性も依然として高まっており、整備の必要な河川への対応が遅れています。

河川・砂防・治山事業等は水害や土砂災害・山地災害から国民の生命と財産を守り、経済・社会活動の基盤となるものであります。

よって、防災・減災に資する社会基盤を整備するため、下記事項について、国に提言するなど特段のご配慮をお願いするとともに、県においてもより一層のご尽力をお願いいたします。

記

- 1 必要な社会資本整備を計画的に進められるよう、必要な予算の総額を確保するとともに整備の遅れた地域にも十分配慮できる仕組みとすること。
- 2 南海トラフ地震対策の推進として、市町村が実施する災害時情報伝達システム整備等減災対策についての技術的・財政的支援の充実強化を図ること。
- 3 避難路や避難施設等の整備を支援する「進化する『とくしまー0（ゼロ）作戦』緊急対策事業」については、平成28年度以降も継続するとともに、補助対象事業の拡充や拡大など、更なる制度の充実を図ること。
- 4 消防団の装備の充実強化に係る財政的支援を講じること。

- 5 阿南安芸自動車道「海部道路」について、速やかにルートを提示し、「津波回避バイパス」となる「牟岐～野根間」の早期事業化を図ること。
- 6 吉野川及び旧吉野川無堤地区の早期解消及び流域の内水対策を推進すること。
- 7 大型台風・集中豪雨などによる床上浸水や生活道の冠水を解消するため、河道拡幅などの県内全域の河川改修を早急に進めること。
- 8 災害状況を早期に把握し、避難準備情報や避難勧告等を発令する判断要素として活用するため、県内河川の支流に雨量計・水位計の設置若しくは設置に関しての財政的支援を講じること。

3. 農林水産業・地域の活力創造について

(要旨)

農山村・漁村は、農林水産業を通じて地域の経済を担い住民の生活の場となっているだけでなく、食料・水・エネルギーの供給、自然環境の保全や浄化、人と自然との豊かなふれあいの場としての機能などを有する、多面的かつ公益的な役割を担う地域であり、国民共通の貴重な財産であります。

しかしながら、これらの地域においては、人口の減少や高齢化が著しく、農林水産業のみならず集落活動や地域文化の担い手さえ不足するなど、地域活力は低下の一途を辿っています。

特に、農業産出額等の約4割を占める中山間地域では、農林水産業の生産条件が不利な状況に加え、生産・流通コストの増嵩などにより、農林水産業の経営は一層厳しさを増しています。

更に、地域での生活を支え合う基盤であった集落が衰退するほか、買い物や移動手段といった生活面での不安を抱えるなど、様々な課題にも直面しています。

よって、農山村・漁村が直面している危機的な状況を真摯に受け止め、地域社会の維持・存続を図るとともに、食料自給率の向上と食の安全・安心を求める国民の声に配慮し、次の事項について、国に提言するなど特段のご配慮をお願いするとともに、県においてもより一層のご尽力をお願いします。

記

1 農林水産業の振興について

(1) 急峻で狭小な農地が多く、規模拡大による競争力強化が極めて困難な条件不利地域である中山間地域においては、施設園芸農業など付加価値の高い農業経営について規模拡大、経営の効率化や生産基盤の強化など、生産性や農業所得の向上に繋がる対策を強化するとともに、新規に就農しやすい営農条件を整備すること。

また、安心して営農が続けられるよう地域の実情にあった水田農業を確立すること。

(2) TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）は、農林水産業に深刻な影響を及ぼし、農山漁村を崩壊させる恐れがあるので、合意内容の積極的な情報公開と説明責任を果たすとともに、適切な指導、支援措置を講じること。

- (3) 木材の需要拡大に向け、CLTなど木材製品の高品質化や加工流通体制の整備への支援、木質バイオマスの利活用の推進、木造公共施設への国産材の利用促進など、より一層の木材自給率向上に努めること。
- (4) 森林・林業・山村対策の抜本的強化をはかるため、「全国森林環境税」を創設すること。
- (5) 漁業者が将来にわたり安心して漁業に従事することができるよう、漁業経営の安定化を一層推進するため資源管理・漁業経営安定対策や漁業経営セーフティネット構築事業への漁業者の加入促進に向けた支援を強化すること。
また、生産基盤の整備や漁業の体質強化等に関する漁業補助金を維持すること。

2 農山漁村の活性化について

- (1) 農山漁村の生活の基盤である集落機能の維持・再生に向け、都市との交流、移住・定住の促進、生活交通の確保、コミュニティー活動の支援など、集落対策を総合的に推進するための支援策を充実・強化すること。また、地域資源を活用した農工商連携や観光、更には医療や福祉とも連携して6次産業化を進め、地域の若者の雇用創出に向けた支援策を強化すること。
- (2) 日本型直接支払（多面的機能支払）制度については、中山間地域の農業を守り、国土保全や水源の涵養等、農業のもつ多面的機能を維持・発揮するため、十分な財政支援を講じること。また、資源向上支払の対象農地についても、農地維持支払と同じく、町村が必要と認める農用地も対象とすること。
- (3) 野生鳥獣による農林水産物等の被害を減少させるため、財政支援の充実や人的支援を強化し、総合的な被害対策に取り組むこと。

4. 医療・福祉施策の充実強化について

(要旨)

少子高齢化が急速に進む中山間地域では、医師不足、専門診療科不足が深刻であり、地域医療の維持・確保が難しくなっています。

また、我が国の人口は、2008年をピークに減少しており、生産年齢人口や労働力人口の減少が、経済成長にマイナスの影響を与えることも懸念され、その結果、社会保障に対する現役世代の負担が、ますます増大することになりかねません。

一方で、「地域医療を支える医師の確保、育成」、「包括的かつ継続的な医療提供体制の確保」などの地域医療対策、「子育て支援」、「働き方改革」などの少子化対策、さらには、「自立した日常生活の営みの実現」、「積極的な社会参加の実現」などの障害福祉対策等に対する地域住民のニーズは、高度化、多様化しています。

こうした中、町村がそうしたニーズに応え、地域住民が安心して日常生活を過ごせるようにするためには、きめ細やかな医療、福祉施策を着実に進めなくてはなりません。

よって、総合的な医療・福祉対策を充実強化するため、下記事項について、国に提言するなど特段のご配慮をお願いします。

記

- 1 地方における医師や看護師の不足に対して、計画的な育成、確保を推進するとともに診療科偏在・地域偏在の抜本的な解消、恒久的に医師や看護師が確保できる仕組みを早急に確立すること。また、地域医療を支えるへき地等の診療所の運営・維持に積極的な支援を行うこと。
- 2 乳幼児医療費助成事業については、国の制度として無料化を実施し、町村の財政状況に関係なく、医療を必要とする乳児・幼児・児童に対し、適切な医療が無料で提供できる環境を整えること。
- 3 「子ども・子育て支援新制度」のさらなる質の改善に必要な財源確保を含め、長期的な視点に立ち地域の実情に合った少子化対策の実施を可能とするため、自由度が高く、事業の継続実施が可能となるしっかりとした財政支援措置を行うこと。
- 4 慢性的な保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の活用や保育士の処遇改善を図るなど保育士の「新たな働き方」の創出と実践を図ること。

5 障害者福祉施策については、障害福祉サービスの確保の観点から、地方公共団体の負担軽減に向けた抜本的な見直しを検討し、持続可能な制度の確立を目指すとともに、地域生活支援事業等については、国において必要な予算総額を確保すること。

6 今後とも、高齢化の進行等により医療費の増加が見込まれる中、国民健康保険制度が安定して運営されるよう、平成 27 年 2 月の国保基盤強化協議会の「国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）」に盛り込まれた公費拡充による財政基盤の強化策について、確実に実施すること。

また、今後においても国保制度の安定的な運営が維持されるよう国保制度全般について、地方と協議すること。

5. 介護予防給付の地域支援事業への移行について

(要旨)

国は、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」に基づく措置として、介護保険制度については、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を目指し、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」が公布されました。

特に、全国一律の予防給付については、訪問介護と通所介護を市町村が取り組む地域支援事業に移行し、多様化することとしています。また、介護保険制度の円滑な運営を図るため、次の事項について、国に提言するなど特段のご配慮をお願いするとともに、県においてもより一層のご尽力をお願いします。

記

- 1 予防給付の地域支援事業への移行に際しては、現在サービスを受けている要支援者が、継続して同様のサービスを受けられるよう、適切な支援と十分な財政措置を講じること。
- 2 ガイドラインの策定に当たっては、市町村が適切に事業を実施できるよう、先進的な事例の紹介や、説明会・研修会を通じた丁寧な説明を行うこと。
- 3 生活支援サービスの内容に応じた単価設定や利用料の設定に当たっては、利用者に不公平感を抱かさないよう、県において基本案を示すこと。

6. 地籍調査事業について

(要旨)

本県の地籍調査事業費は、平成21年度からの事業費倍増により、全国に比べ著しく進歩が図られましたが、今後も引き続き推進が必要です。

中でも、山村地域においては、土地所有者や土地境界に精通した人が高齢化し、山村地域の土地の境界保全が困難な状況にあります。

一方、異常気象が原因と思われるゲリラ豪雨などの自然災害が発生し、津波浸水被害や山林崩壊の被害を受けた地域では、復旧時には土地境界線の早急な復元が必要となり、地籍調査事業の重要性が高まっています。

このような中、平成26年度には、事業費が2倍から3倍へ引き上げられ、更なる推進が図られております。

地籍調査事業を今後もより推進するためにも次の事項について引き続き国に要望すると共に、県においても予算の削減無き様、より一層の尽力をお願いします。

記

- 1 地籍調査事業の安定的な事業予算の確保を図ること。